

幼 児 教 育 保 育 科
履修要項

SENZOKU
Junior College
of
Childhood Education



2025年度

履修要項

I 学 籍

II 単 位

III 履修登録

IV 教職課程

V 保育士資格

VI 授 業

VII 試 験 等

VIII 成 績

IX コード表

X 資 料

洗足こども短期大学幼児教育保育科

目 次

I

学 籍 4

- 1 学 籍 4
- 2 学籍番号 4
- 3 学生証 4
- 4 修業年限と在学期間 4
- 5 学籍の異動とは 5
- 6 休学・復学・退学 5
- 7 除籍・留学・再入学 5

II

単 位 6

- 1 卒業の要件 6
- 2 単位の計算 6
- 3 単位の認定 6
- 4 授業科目 6
- 5 授業形態 7
- 6 遠隔授業上の注意 7

III

履修登録 11

- 1 履修とは 11
- 2 履修登録の意味 11
- 3 履修登録手続の概要 12
- 4 履修計画上の注意事項 12
- 5 履修登録単位数の上限 13
- 6 履修登録内容の確認 13
- 7 履修登録の訂正・変更 14
- 8 実技レッスン科目の履修登録 14
- 9 再履修 14

IV

教職課程 15

- 1 幼児教育保育科で取得できる教員免許状 15
- 2 教職課程の内容 15
- 3 教育職員免許状の授与 18

V

保育士資格 19

- 1 保育士資格課程の内容 19

VI

授 業 23

- 1 授業に臨む態度 23
- 2 授業期間 23
- 3 授業時間 23
- 4 休講・補講 23
- 5 代 講 23
- 6 災害発生時・公共交通機関
運休時等による臨時休講 24
- 7 出席・欠席 25

VII

試験等 27

- 1 試験等の種類 27
- 2 受験資格 27
- 3 定期試験 27
- 4 追試験 27
- 5 再試験 27
- 6 定期試験等受験上の注意 28
- 7 レポート・論文提出上の注意 28
- 8 災害発生時及び交通ストライキ時の取扱 28

VIII

成 績 29

- 1 成績の評価 29
- 2 GPA 29
- 3 成績の確認 30

IX

コード表 30

X

資 料 31

I

学 籍

I-1

学 籍

学籍とは学校における籍のことです。「本学の学籍を有する」とは「本学に在籍している」「本学の学生である」ことを意味します。

学生は学籍を取得した後に、授業を履修したり、試験を受けたりすることができるようになります。

I-2

学籍番号

あなたが学籍を取得すると、学籍番号が付与されます。学籍番号は、あなただけの唯一の番号で、在学中は勿論のこと、将来本学を卒業した後にもあなたの存在を証明する大切な番号になります。

校内では、各種届出・試験の解答用紙など、毎日のように学籍番号を記入したり、申告したりすることが求められますので、必ず覚えておいてください。

I-3

学生証

学生証は、あなたが本学の学生であることを証明する身分証明書です。学生証は入学時に交付され、有効期限は 2 年間です。学生証は、次のような場合に必要となりますので常時携行し、大切に取り扱いましょう。

- 1) 本学の教職員から請求があった場合
- 2) 各種証明書の交付を受ける場合
- 3) 試験を受ける場合
- 4) 図書館の資料を利用する場合
- 5) 学内のコピー機、プリンターを利用する場合
- 6) 通学定期等を購入する場合、または、学割を利用する場合
- 7) 短大事務局にて備品等を借りる場合

I-4

修業年限と在学期間

修業年限とは、短期大学の課程を修了して卒業するために必要な期間のことです。本学では、学則により、修業年限を 2 年と定めています。

在学期間は、あなたが本学の学生として大学に在籍する期間のことで、学則では、在学期間は休学期間を除いて通算して 4 年を超えることはできないと定めています。

I-5

学籍の異動とは

学籍の異動とは、あなたの学生としての修学上の地位を変更することです。例えば、大学を休学する場合、休学から復学する場合、退学する場合などがこれに当たります。

学生は学籍の異動を希望する場合は、所定の手続に従って、大学の許可を得なければなりません。

また、住所・電話番号の変更などに際しても学籍情報を変更する必要がありますので、速やかに短大事務局へ届け出てください。

I-6

休学・復学・退学

- (1) 休学：学生が病気その他やむを得ない理由により、2ヶ月以上修学ができない場合、医師の診断書または理由書を添えて、保証人と連署の上で休学願を提出し、学長の許可を得て休学することができます。休学期間は原則として 1 年以内ですが、許可を得ればさらに 1 年以内に限り、延長することができます。なお、休学期間は在学期間に算入されません。
- (2) 復学：休学の理由が解消されたときは、医師の診断書または理由書を添えて、保証人と連署の上で復学願を提出し、学長の許可を得て復学することができます。
- (3) 退学：事情により退学を希望する学生は、所定の退学願に理由書を添えて、保証人と連署の上で提出し、学長の許可を得なければなりません。この場合、願い出た日を含む学期の学納金を納入していなければなりません。

I-7

除籍・留学・再入学

- (1) 除籍：学生が次のいずれかに該当する場合、除籍されることがあります。
 - ① 所定の在学期間を超えた者
 - ② 2 年間の休学期間を経過し、なお復学の見込みがない者
 - ③ 学納金を滞納し、督促を受けても納入しない者
 - ④ 行方不明となってから 1 年を経過した者
- (2) 留学：外国の大学または短期大学に留学しようとする場合、その理由書を添えて、保証人と連署の上で願い出て、学長の許可を受けなければなりません。許可を得て留学する場合、留学期間を在学期間に含めることができます。
- (3) 再入学：本学を退学した者または除籍された者が再入学を希望する場合は、欠員がある場合、選考の上で相当年次に再入学を許可することがあります。

Ⅱ-1

卒業の要件

大学では、予め定められた基準に従って授業科目を履修し、試験等に合格すると、その授業科目について単位が与えられます。本学の卒業要件を満たすためには、2年以上在学し、次表に定められた単位を修得しなければなりません。

科 目	単位数	卒業要件単位数
専門科目	51単位以上	62単位以上
教養科目	9単位以上	

Ⅱ-2

単位の計算

授業科目の単位数は、学修時間数に応じて計算されます。学修時間数には教室の授業時間だけではなく、授業のための自習時間も含まれます。例えば、講義科目の場合は、45時間の学修で1単位となりますが、これは15時間の授業と30時間の自習を前提としています。

主な授業科目の単位は以下のとおり計算されます。なお、時間割上の1時限は90分ですが、計算上は2時間として計算されます。

- 講義及び演習科目：原則として、15時間の授業で1単位となります。授業は通常1時限が2時間ですから、半期15週の授業で2単位を修得することになります。
- 実習及び実技科目：原則として、30時間の授業で1単位となります。体育実技などがこれに当たります。通常、半期で15週30時間ですから、1単位となります。
- 単位数は授業科目毎に決められていますので、授業科目表で確認してください。
- 個人指導による実技（ピアノⅡ・パイプオルガン2）の授業については、大学が別に定める授業時間により単位が算定されます。

Ⅱ-3

単位の認定

他の大学または短期大学（外国の大学または短期大学を含む）を卒業または中途退学して、あらたに本学の1年次に入学した学生については、他大学・短期大学での既修得単位のうち、30単位を越えない範囲で、本学で履修した単位として認定を受けることができます。この場合、所定の手続きによる申請が必要です。

Ⅱ-4

授業科目

授業科目は、専門科目と教養科目に大別され、それぞれに卒業必修科目と卒業選択科目があります。また、幼稚園教諭二種免許や保育士資格を取得するためにはそれぞれ別に定められた科目の履修・単位修得が必要となります。

- 卒業必修科目：必ず履修し、単位を修得しなければならない科目です。1科目でも未修得の科目がある場合は、卒業の認定を受けることができません。

- 卒業選択科目：自由に選択し、履修することができる科目です。修得した単位は卒業に必要な単位として認められます。
- 教職課程の履修科目：幼稚園教諭二種免許を取得するために必要な科目は、「領域及び保育内容の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目等」、「その他の教職必修科目」に分けられます。
- 保育士資格課程の履修科目：保育士資格を取得するために必要な科目で、「保育士必修科目」、「保育士選択必修科目」、「保育士必修教養科目」に分けられます。具体的な授業科目については、次頁以降をご覧ください。また、各表に記載された授業科目の中には、授業年度によって開講されない科目や授業名が変更される科目もありますので、詳しくは受講を希望する年度のシラバス・時間割を参照してください。

Ⅱ-5

授業形態

本学における授業は、講義、演習、実習もしくは実技科目のいずれかにより、またはこれらの併用により行われます。

- 対面授業
 授業を教室において直接、受講するものを「対面授業」といいます。
- 遠隔授業とオンデマンド科目
 本学では、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修できる授業を「遠隔授業」とし、遠隔授業の中でも「多様なメディアを高度に利用して行う授業」を主として受講できる授業を「オンデマンド科目」としています。オンデマンド科目を修得できる単位数は30単位を上限とします。（学則34条の2）

Ⅱ-6

遠隔授業上の注意

- 不正行為の禁止
 遠隔授業の課題やテストにあたり、コピー＆ペースト（剽窃行為）、カンニング等不正行為を禁止します。
- 情報倫理に関する注意
 遠隔授業を受講するにあたり、下記の行為は洗足こども短期大学の規律及び懲戒に関する規程に定める「学生の本分に反する行為」に該当するものとして禁止します。
- 禁止事項
 ①授業の内容や様子を担当教員に許可なく録画または録音、もしくはスクリーンキャプチャや写真撮影したものを公開及びSNSで共有すること
 ②授業で配布された資料等を、担当教員に許可なく再配布すること
 ③授業のURL、ミーティングIDやクラスコード、パスワードを他人と共有すること
 ④授業を妨害する行為（不正アクセスや他者への迷惑行為、人権侵害などの不適切な行為）

なお、これらの行為は情報倫理上問題のある行為として、洗足こども短期大学の規定に基づき懲戒処分の対象となることがあります。

試験中に不正行為を行った者については、直ちに受験資格を失い、その定期期間中の以後の試験を受けることはできません。また、不正行為があった授業科目の試験はF評価（失格）とします。

■ 専門科目

(1) 卒業必修科目

科目 コード	授 業 科 目	単 位		授業 期間	備 考
		1年次	2年次		
YK4115	教育原理	2		半期	
YE4148	子どもの理解と援助	1		半期	
YE4214	保育内容(健康)	1		半期	
YE4224	保育内容(人間関係)	1		半期	
YE4234	保育内容(環境)	1		半期	
YE4271	保育内容(言葉)	1		半期	
YE4270	保育内容・造形的表現		1	半期	
YE4272	保育内容・総論		1	半期	
YE4351	基礎実習指導	1		半期	
YE4432	ピアノⅠ	2		通年	
YE4453	幼児音楽Ⅰ	2		通年	
YE4521	造形表現(表現)	2		通年	
YE4620	子どもの健康と運動遊び	2		通年	
YK4728	子どもの保健	2		半期	
YK4766	子ども家庭福祉	2		半期	
YE4821	保育者のための文章表現	2		通年	
YE4851	特別支援と保育Ⅰ	1		半期	
YK5017	保育原理	2		半期	
	専門必修科目単位数合計	25	2		

(2) 卒業選択科目

科目 コード	授 業 科 目	単 位		授業 期間	備 考
		1年次	2年次		
YK4137	教育心理学	2		半期	○教職必修 ●保育士必修
YK4156	幼児理解とカウンセリングマインド		2	半期	○教職必修
YK4186	教育課程論		2	半期	○教職必修 ●保育士必修
YK4323	保育者論	2		半期	○教職必修 ●保育士必修

科目 コード	授 業 科 目	単 位		授業 期間	備 考
		1年次	2年次		
YE4350	保育・教職実践演習(幼稚園)		2	半期	○教職必修 ●保育士必修
YE4352	教育実習Ⅰ(事前事後の指導を含む)	3			○教職必修
YE4353	教育実習Ⅱ(事前事後の指導を含む)		3		○教職必修
YL4436	ピアノⅡ		2	通年	
YE4454	幼児音楽Ⅱ		2	通年	
YK4729	子ども家庭支援の心理学		2	半期	●保育士必修
YE4731	子どもの健康と安全	1		半期	●保育士必修
YE4772	幼児教育の方法と技術	2		通年	○教職必修 ●保育士必修
YE4773	総合表現		2	通年	
YE4786	特別支援と保育Ⅱ		1	半期	●保育士必修
YK4795	社会福祉	2		半期	●保育士必修
YE4916	合唱	2		通年	
YE4924	演技実習		1	半期	
YK5025	社会的養護Ⅰ		2	半期	●保育士必修
YE5032	子どもの食と栄養	2		半期	●保育士必修
YK5055	乳児保育Ⅰ	2		半期	●保育士必修
YE5055	乳児保育Ⅱ		1	半期	●保育士必修
YK5057	子ども家庭支援論		2	半期	●保育士必修
YJ5061	保育所実習Ⅰ	2			●保育士必修
YJ5062	保育所実習Ⅱ		2		●保育士必修
YE5068	保育実習指導Ⅰ(保育所)	1			●保育士必修
YE5069	保育実習指導Ⅱ(保育所)		1		●保育士必修
YJ5071	児童福祉施設実習Ⅰ		2		●保育士必修
YJ5072	児童福祉施設実習Ⅱ		2		
YE5073	保育実習指導Ⅰ(施設)		1		●保育士必修
YE5074	保育実習指導Ⅱ(施設)		1		
YE5081	社会的養護Ⅱ		1	半期	●保育士必修
YE5082	子育て支援		1	半期	●保育士必修

■教養科目

(1) 卒業必修科目

科目 コード	授 業 科 目	単 位		授業 期間	備 考
		1年次	2年次		
YE0386	情報機器の操作	2		半期	
YE2121	英語(外国語コミュニケーション)	2		半期	
YJ3124	健康・スポーツ		1	半期	
YK3125	保健体育		2	半期	

(2) 卒業選択科目

科目 コード	授 業 科 目	単 位		授業 期間	備 考
		1年次	2年次		
YK0216	法学(日本国憲法)	2		半期	○教職必修
YK0267	ビジネス講座(秘書検定対策)		2	半期	
YE0410	ウインド・バンド 1	2		通年	
YE0411	ウインド・バンド 2		2	通年	
YE0412	ミュージカル		2	半期	
YE0413	特別研究(ゼミ)		2	通年	
YE0414	パイプオルガン 1	2		通年	
YL0415	パイプオルガン 2		2	通年	

III
履修登録

III-1 履修とは

- (1) 大学では、各授業年度の開始に先立って、その年度に学修したい授業科目を決定し短大事務局に届けなければなりません。これを履修届といいます。
- (2) 短大事務局では、あなたの履修届を受付し、履修希望を登録します。その結果、あなたの履修希望が正式にあなたの時間割として認められることになります。この一連の作業を履修登録といいます。
- (3) 履修登録が完了すれば、あなたはその授業科目を学修し、試験を受けて、単位を修得することが可能となります。
- (4) このように授業を履修登録し、正式に学修することを履修といいます。

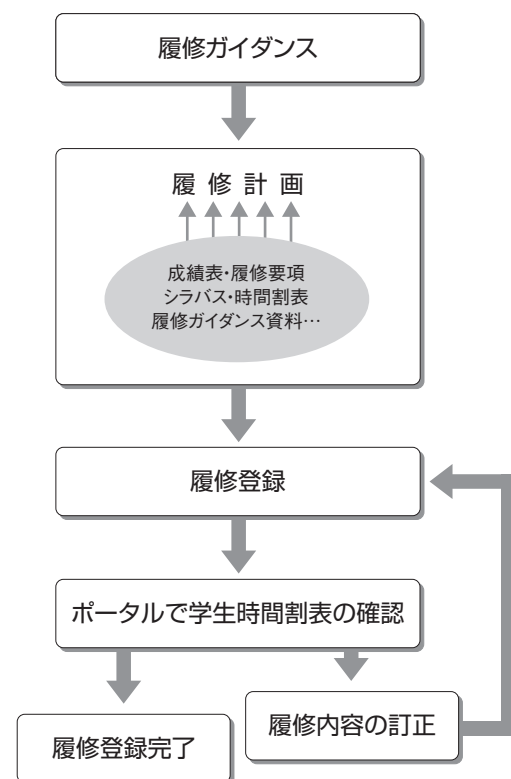
III-2 履修登録の意味

- (1) 履修登録は、上記の通り、大学が作成した授業計画・時間割などに基づいて、その授業年度に履修する科目を学生自身が大学に届出て、それが認められて、履修科目として登録されるまでの一連の手続です。
- (2) 履修登録が完了することで、あなたは自分で届出た授業科目の履修が認められます。ただし、それはあなたの届出た授業科目が「正しく登録されている」という意味であって、必ずしもあなたが履修を希望している科目が登録されているということではありません。もし、あなたの届出た授業科目の科目コードやクラス指定などに記入の誤りがあれば、あなたの希望とは全く別の科目を登録してしまうことも起こりえます。従って、履修登録では、定められた期間内に履修届を提出するだけでなく、履修届が希望通り登録されたかどうか、あなたの「学生時間割表」をよく確認して、誤りがあれば速やかに訂正を届出てください。

Ⅲ-3 履修登録手続の概要

次に、履修登録手続の概要を見てみましょう。

オリエンテーション期間



Ⅲ-4 履修計画上の注意事項

ここで履修計画を立てる上での注意事項をまとめておきましょう。

- (1) 幼稚園教諭二種免許や保育士資格の取得を目標とする場合、卒業要件を満たすことだけでなく、それぞれの資格の取得要件を満たすことができるように授業科目を選び、履修登録することが必要です。ただし、大学では授業時間以外の自習（予習や復習）に相当な時間が必要になりますので、履修科目数は余裕をもったものとするのが大切です。
- (2) 授業科目は、原則として、指定された学年でなければ履修できません。履修計画に当たっては、1、2年を通したしっかりした計画を立てましょう。
- (3) 同一履修時間に履修登録できる科目は1科目だけです。
- (4) 一度単位を修得した授業科目については、再度履修することはできません。
- (5) 履修登録ができていない授業科目を受講したり、試験を受けたりすることはできません。当然ながら単位も修得できませんので、自分の履修登録内容はしっかりと確認してください。

- (6) 授業科目には、主に「半期科目」と「通年科目」があります。「半期科目」は前期または後期の半年間の履修により単位を修得することができます。「通年科目」は1年間の履修により単位を修得することができます。この他には、短期間に集中して開講される「集中講義」などがあります。
- (7) 授業科目名の後ろに付記されている数字は、算用数字（1、2、3、…）が授業科目の内容の違いを表し、ローマ数字（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、…）は授業科目の難易度（「グレード」といいます）を表します。ローマ数字のグレードを付された科目については、若い数字から順に合格しないと、次のグレードに進むことができない科目もあります。

Ⅲ-5 履修登録単位数の上限

- (1) 本学では、単位制度を実質化（1単位当たり必要な45時間の学修時間を確保）し、学修すべき授業科目を精選することで十分な学修時間を確保し、授業内容を深く真に身につけてもらうことを目的として、年間履修登録単位数の上限を定めています。
- (2) 1年次、2年次それぞれの年間履修登録単位数の上限は48単位とします。ただし、以下に定める授業科目の単位数は、上限単位数に含みません。
 - ① 専門選択科目の「実習」および「実習指導」
 - ② 教養選択科目の「ウィンド・バンド 1、2」「パイプオルガン 1、2」

Ⅲ-6 履修登録内容の確認

- (1) 「SENZOKUポータル」にアクセスして、「学生時間割表」で届け出た履修科目、クラス、履修時限などが正しく登録されているかどうか必ず確認してください。（履修登録が誤っていれば、いくら授業に出席しても単位が取れませんので注意しましょう。）
- (2) 特に卒業学年では履修科目の全てを修得しても卒業単位が不足するような事態が起きないように注意してください。

Ⅲ-7 履修登録の訂正・変更

- (1) 「学生時間割表」を確認して、履修内容に誤りがある場合、あるいは、履修内容を訂正・変更したい場合は、指定された期間内に短大事務局に届け出て履修登録の訂正・変更の手続きをしてください。
- (2) また、卒業選択科目では、履修登録者数が5名未満である場合は原則として閉講となります。この場合、この科目を登録していた学生は履修登録の変更をする必要があります。
- (3) 履修登録は原則として年1回ですが、前期・後期の所定の期間に限り、追加・変更の履修登録を受け付ける場合があります。その場合、追加・変更登録要領は掲示でお知らせします。

Ⅲ-8 実技レッスン科目の履修登録

- (1) 実技レッスン「ピアノⅡ」
実技レッスンの「ピアノⅡ」は、グループレッスン形式の「ピアノⅠ」の単位を修得した学生が履修できます。
- (2) レッスン時間の決定と履修登録
原則として、「ピアノⅠ」の担当教員が引き続き「ピアノⅡ」の個人レッスンを担当します。従って、学生は担当教員と自分のレッスン曜日・時間を打合せてください。
- (3) レッスン時間等の変更
やむを得ない事情でレッスンの曜日、時間を変更したいと希望する場合は、レッスン担当教員と相談してください。

Ⅲ-9 再履修

履修科目の成績が「D」（不合格）以下の評価を受けた場合、一部の例外を除いて、その授業科目を再度履修することができます。

Ⅳ 教職課程

国・公・私立を問わず幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の教員になるためには、教育職員免許状（以下「教員免許状」という）を取得していなければなりません。
教職課程は、教育職員免許法により授与される免許状を取得するために編成された課程です。
教員になることを志望し教員免許状を取得するには、教職課程を履修し、所定の単位を修得しなければなりません。

Ⅳ-1 幼児教育保育科で取得できる教員免許状

本学幼児教育保育科において取得できる教員免許状は下記のとおりです。

幼稚園教諭二種免許状

Ⅳ-2 教職課程の内容

教職課程は、「領域及び保育内容の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」、「教育実践に関する科目」、「大学が独自に設定する科目」、「その他の教職必修科目」からなります。
教員免許状の種類と免許法上で規定されている最低修得単位は次表のとおりです。

基礎資格	幼稚園教諭二種免許状における最低修得単位数				
	領域及び保育内容の指導法に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育実践に関する科目	大学が独自に設定する科目
短期大学士の学位を有すること	12	6	4	7	2

(1) 領域及び保育内容の指導法に関する科目

教員免許状取得のために修得すべき授業科目は、下表のとおりです。

免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する科目		
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	単位数	授 業 科 目	単位数	履修方法等
領域及び保育内容の指導法に関する科目	領域に関する専門的事項	健康	*保育内容(健康)	1	必修
			*子どもの保健	2	必修
			*保育内容(人間関係)	1	必修
			*保育内容(環境)	1	必修
			*保育内容(言葉)	1	必修
			*造形表現(表現)	2	必修
	保育内容の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)	12	*子どもの健康と運動遊び	2	必修
			*幼児音楽 I	2	必修
			*保育内容・総論	1	必修

*卒業に必要な必修科目です。

(2) 教育の基礎的理解に関する科目等

教員免許状取得のために修得すべき授業科目は、下表のとおりです。

免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する科目		履修方法等
科 目	各科目に含めることが必要な事項	単位数	授 業 科 目	単位数	
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	6	*教育原理	2	必修
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)		保育者論	2	必修
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		*保育原理	2	必修
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育心理学	2	必修
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		*特別支援と保育 I	1	必修
	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)		教育課程論	2	必修
	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	4	幼児教育の方法と技術	2	必修
	幼児理解の理論及び方法		幼児理解と カウンセリングマインド	2	必修
教育実践に関する科目	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)				
	教育実習	5	教育実習 I (事前事後の指導を含む)	3	必修
			教育実習 II (事前事後の指導を含む)	3	必修
	教職実践演習	2	保育・教職実践演習(幼稚園)	2	必修
大学が独自に設定する科目		2	最低修得単位を越えて履修した「領域及び保育内容の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」について、併せて2単位以上を修得		

*卒業に必要な必修科目です。

(3) その他の教職必修科目

教員免許状取得のために修得すべき授業科目は、下表のとおりです。

授 業 科 目	単位数	履修方法等
法学(日本国憲法)	2	必 修
*情報機器の操作	2	必 修
*英語(外国語コミュニケーション)	2	必 修
*保健体育	2	必 修
*健康・スポーツ	1	必 修

*卒業に必要な必修科目です。

IV-3 教育職員免許状の授与

教職課程に必要な単位を履修し、かつ卒業が見込まれる学生は、免許状の授与を受けるための申請手続きを行うことができます。

2年次の後期に教育職員免許状授与申請書を提出し、同時に教育職員免許状申請手数料を納入します。

教育職員免許状は卒業式の日に授与されます。



保育士資格

公立・私立を問わず、都道府県または市町村から認可を受けている保育所、児童養護施設、障がい児施設などの児童福祉施設において、児童の保育に従事するためには保育士資格を取得していなければなりません。

保育士資格を取得しようとする者は、卒業要件を満たすとともに、保育士資格課程を履修し、所定の単位を修得しなければなりません。

V-1 保育士資格課程の内容

保育士資格課程は、「保育士必修科目」、「保育士選択必修科目」、「保育士必修教養科目」からなります。具体的な科目及び単位数は次頁以下のとおりです。

(1) 保育士必修科目

保育士必修科目と本学で開講している科目との対応表は下表のとおりです。
保育士資格取得を目指す者は全て修得しなければなりません。

告示による教科目			左記に対応する本学開設教科目			
系 列	教 科 目	単位数	授 業 科 目	形態	単位数	学年
保育の本質・目的に関する科目	保育原理(講義)	2	*保育原理	講義	2	1
	教育原理(講義)	2	*教育原理	講義	2	1
	子ども家庭福祉(講義)	2	*子ども家庭福祉	講義	2	1
	社会福祉(講義)	2	社会福祉	講義	2	1
	子ども家庭支援論(講義)	2	子ども家庭支援論	講義	2	2
	社会的養護Ⅰ(講義)	2	社会的養護Ⅰ	講義	2	2
	保育者論(講義)	2	保育者論	講義	2	1
保育の対象の理解に関する科目	保育の心理学(講義)	2	教育心理学	講義	2	1
	子ども家庭支援の心理学(講義)	2	子ども家庭支援の心理学	講義	2	2
	子どもの理解と援助(演習)	1	*子どもの理解と援助	演習	1	1
	子どもの保健(講義)	2	*子どもの保健	講義	2	1
	子どもの食と栄養(演習)	2	子どもの食と栄養	演習	2	1
保育の内容・方法に関する科目	保育の計画と評価(講義)	2	教育課程論	講義	2	2
	保育内容総論(演習)	1	*保育内容・総論	演習	1	2
	保育内容演習(演習)	5	*保育内容(健康)	演習	1	1
			*保育内容(人間関係)	演習	1	1
			*保育内容(環境)	演習	1	1
			*保育内容(言葉)	演習	1	1
			*保育内容・造形的表現	演習	1	2
	保育内容の理解と方法(演習)	4	*造形表現(表現)	演習	2	1
			幼児教育の方法と技術	演習	2	1
	乳児保育Ⅰ(講義)	2	乳児保育Ⅰ	講義	2	1
	乳児保育Ⅱ(演習)	1	乳児保育Ⅱ	演習	1	2
	子どもの健康と安全(演習)	1	子どもの健康と安全	演習	1	1
	障害児保育(演習)	2	*特別支援と保育Ⅰ	演習	1	1
			特別支援と保育Ⅱ	演習	1	2
	社会的養護Ⅱ(演習)	1	社会的養護Ⅱ	演習	1	2
	子育て支援(演習)	1	子育て支援	演習	1	2
保育実習	保育実習Ⅰ(実習)	4	保育所実習Ⅰ	実習	2	1
			児童福祉施設実習Ⅰ	実習	2	2
	保育実習指導Ⅰ(演習)	2	保育実習指導Ⅰ(保育所)	演習	1	1
			保育実習指導Ⅰ(施設)	演習	1	2
総合演習	保育実践演習(演習)	2	保育・教職実践演習(幼稚園)	演習	2	2
教科目単位数合計		51	本学開設教科目単位数合計		51	

*卒業に必要な必修科目です。

(2) 保育士選択必修科目

保育士選択必修科目と本学で開講している科目との対応表は下表のとおりです。
「保育所実習Ⅱ」または「児童福祉施設実習Ⅱ」を含み、9単位以上修得しなければなりません。

告示による教科目			左記に対応する本学開設教科目				
系列	教 科 目		単位数	授 業 科 目	形態	単位数	学年
保育の本質・目的に関する科目	各指定保育士養成施設において設定		15 単 位 以 上				
保育の対象の理解に関する科目				幼児理解とカウンセリングマインド	講義	2	2
保育の内容・方法に関する科目				*ピアノⅠ	演習	2	1
				ピアノⅡ	演習	2	2
				*幼児音楽Ⅰ	演習	2	1
				幼児音楽Ⅱ	演習	2	2
				合唱	演習	2	1
				演技実習	演習	1	2
				*保育者のための文章表現	演習	2	1
				総合表現	演習	2	2
	*子どもの健康と運動遊び	演習	2	1			
保育実習	保育実習Ⅱ又は 保育実習Ⅲ	実習	2	保育所実習Ⅱ又は 児童福祉施設実習Ⅱ	実習	2	2
	保育実習指導Ⅱ又は 保育実習指導Ⅲ	演習	1	保育実習指導Ⅱ(保育所)又は 保育実習指導Ⅱ(施設)	演習	1	
教科目単位数合計			18単位以上	本学開設教科目単位数合計		22	

*卒業に必要な必修科目です。

(3) 保育士必修教養科目

保育士必修教養科目と本学で開講している科目との対応表は下記のとおりです。
「保健体育」と「健康・スポーツ」を含み 9 単位以上修得しなければなりません。

告示による教科目			左記に対応する本学開設教科目			
系 列	教 科 目	単位数	授 業 科 目	形態	単位数	学年
教養科目	体育(講義)	1	*保健体育	講義	2	2
	体育(実技)	1	*健康・スポーツ	実技	1	2
	外国語	2単位以上	*英語(外国語コミュニケーション)	演習	2	1
	外国語、体育以外の科目	6単位以上	*情報機器の操作	演習	2	1
			法学(日本国憲法)	講義	2	1
			ビジネス講座(秘書検定対策)	講義	2	2
			ウインド・バンド1	演習	2	1
			ウインド・バンド2	演習	2	2
			ミュージカル	演習	2	2
			特別研究(ゼミ)	演習	2	2
			パイプオルガン1	演習	2	1
パイプオルガン2			演習	2	2	
教科目単位数合計		10単位以上	本学開設科目単位数合計		23	

*卒業に必要な必修科目です。

※「保健体育」、「健康・スポーツ」は保育士資格必修科目です。

※「英語（外国語コミュニケーション）」、「情報機器の操作」、「法学（日本国憲法）」は幼稚園教諭免許必修科目です。

VI 授 業

VI-1 授業に臨む態度

大学での授業は、講義、演習、実習などの形式で行われ、教員と学生が直接触れ合う学問の場であり、大学生活の中心になるものです。

大学で学ぶものは、授業に積極的に出席して、学問上の真理を探究し、自らの人格の向上に努めなければなりません。

VI-2 授業期間

- (1) 年間の授業期間は、35週にわたることを原則としています。
- (2) 授業科目には、1 年間（30週）をかけて修了する通年科目と半期（15週）で修了する半期科目があります。半期科目については、原則として、前期・後期とも年度始めに履修登録をしておく必要があるので注意しましょう。

VI-3 授業時間

- (1) 講義科目、演習科目など実技レッスン以外の授業時間は次のとおりです。
- (2) 実技レッスンの授業時間は、担当教員と相談して決定されます。

1 時限	9：00～10：30
2 時限	10：40～12：10
3 時限	13：00～14：30
4 時限	14：40～16：10
5 時限	16：20～17：50
6 時限	18：00～19：30

VI-4 休講・補講

以下の場合、授業は休講です。

- (1) SENZOKUポータルに休講の掲示がある場合（教員のやむを得ない事情で授業が開講できなくなる場合、大学が休講の掲示をします。）
- (2) SENZOKUポータルに休講の掲示や遅延の連絡がなく、授業開始時刻を30分経過した後も担当教員が教室に現れない場合
- (3) 気象警報の発令、あるいは、ストライキや災害で交通機関が不通となったなどの理由により臨時休講となる場合
- なお、休講となった授業については、補講が行われますので、別途SENZOKUポータルの掲示に注意してください。

VI-5 代 講

教員のやむを得ない事情による休講を避けるため、他の教員により当該授業を行うことがあります。これを代講と呼び、正規の授業として認められます。

Ⅵ-6 災害発生時・公共交通機関運休時等による臨時休講

下記のいずれかの場合に、授業を臨時休講とします。

(1) 神奈川県又は東京都に特別警報が発令された場合

- ① 午前 6 時 30 分の時点で警報が解除されていない場合には、午前の授業を休講とします。
- ② 午前 10 時の時点で警報が解除されていない場合には、第 3 限の授業を休講とします。
- ③ 正午の時点で警報が解除されていない場合には、第 4 限以降の授業を休講とします。

(2) 神奈川県東部（横浜・川崎地域）に、暴風警報・大雪警報・暴風雪警報の内、いずれか一つの気象警報が発令された場合

- ① 午前 6 時 30 分の時点で警報が解除されていない場合には、午前の授業を休講とします。
- ② 午前 10 時の時点で警報が解除されていない場合には、第 3 限の授業を休講とします。
- ③ 正午の時点で警報が解除されていない場合には、第 4 限以降の授業を休講とします。

(3) 公共交通機関が運休となった場合

JR南武線、東急田園都市線の両方が全面不通となった場合。

- ① 午前 6 時 30 分の時点で運転が再開されていない場合には、午前の授業を休講とします。
- ② 午前 10 時の時点で運転が再開されていない場合には、第 3 限の授業を休講とします。
- ③ 正午の時点で運転が再開されていない場合には、第 4 限以降の授業を休講とします。

なお、事故・故障などによる一時的な交通機関の停止・遅延は臨時休講の対象とはなりません。

(4) 授業中に上記の事態が発生した場合は、学長の判断で措置を決定し、SENZOKUポータルへの掲示（大学HPへの掲載を含む）等を以って速やかに通知しますのでこれに従ってください。

Ⅵ-7 出席・欠席

(1) 出席登録

SENZOKUポータルを利用して、ご自身のスマホで履修している授業の出席を登録します。

(2) 出席状況の確認

学生及び保証人が出席状況を確認したい場合は、SENZOKUポータルで閲覧することができます。

(3) 公欠

公欠とは、以下に定める特別な事由により本学が認めた公の授業欠席をいいます。

当該公欠の授業時数（回数）は、当該科目の総授業時数に算入しません。

以下の「欠席届」は、所定の手続きにて短大事務局に提出してください。

公欠の申請方法は、SENZOKU ポータルの資料配布サイト ポータルブックを参照してください。

① 忌引

忌引による欠席として認められる日数は、対象により異なります。

欠席した日から 10 日以内に、亡くなられたことを確認できる書類（会葬案内・礼状）とともに「欠席届」を提出する必要があります。家族葬等で会葬礼状を作成しない場合は、短大事務局にご相談ください。ポータルの出欠状況確認には「公欠」と表示されます。

1 親等（父・母 等）	5日間
2 親等（祖父母・兄弟姉妹 等）	3日間
3 親等（曾祖父母・伯叔父母 等）	1日間

② 学校感染症による出席停止

出席が可能になってから速やかに大学指定の「学校感染症治癒証明書（登校許可書）」とともに「欠席届」を提出する必要があります。ポータルの出欠状況確認には「公欠」と表示されます。

【学校感染症と出席停止期間】

学校感染症とは、学校内で集団感染しやすく、特に感染拡大を予防することが必要とされる感染症です。

	病 名	出 席 停 止 期 間
第 1 種	エボラ出血熱、南米出血熱、ペスト、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、マールブルグ病、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群（MERS）、特定鳥インフルエンザ（旧鳥インフルエンザ H5N1 型）	治癒するまで *左記以外に、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第7項から第9項までに規定する「新型インフルエンザ等感染症」、「指定感染症」及び「新感染症」は、第1種の感染症とみなす。
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
第 2 種	季節性インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗生物質による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺、又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹（3日ばしか）	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	全ての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状消退後2日を経過するまで
	結核および髄膜炎菌性髄膜炎	伝染のおそれなくなるまで
第 3 種	コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 *その他の感染症	病状により医師によって伝染のおそれないと認められるまで

*その他の感染症の例として、溶連菌感染症、伝染性紅斑（りんご病）、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、手足口病、流行性嘔吐下痢症（ノロウイルスなどの感染性胃腸炎）が挙げられます。

（4）補填できる欠席

以下の欠席については「補填できる欠席」として取り扱うことができます。

補填を希望する場合は、所定の補填手続きを行ってください。

補填の手続き方法は、SENZOKU ポータルの資料配布サイト ポータルブックを参照してください。

- ・実習関連による欠席（実習の手引き参照）
- ・人身事故・天候不良等による大幅な交通遅延による遅刻や欠席

試験等

試験等は、学習の効果を評価し、単位を認定するための一つの方法です。試験等の種類や方法については以下のとおりですが、試験日程等はSENZOKUポータルで発表されますので、しっかり確認してください。

Ⅶ-1 試験等の種類

試験等の種類は次のとおりです。

- （1）定期試験
- （2）追試験
- （3）再試験
- （4）レポート・論文

Ⅶ-2 受験資格

原則として、以下の条件に該当する場合は、試験を受けることはできません。

- （1）定められた授業料等の学納金が未納である場合
- （2）履修登録が実施されていない場合
- （3）授業への出席状況により担当教員が受験資格なしと判断した場合

Ⅶ-3 定期試験

- （1）定期試験には、①前期末試験、及び、②学年末試験、があります。
- （2）定期試験としては、筆記試験、実技試験等を行います。

Ⅶ-4 追試験

病気やその他のやむを得ない事情で定期試験を受けられなかった学生については、その理由を判断して、追試験の受験を許可することがあります。手続方法等については、別途お知らせしますので、それに従ってください。なお、実技試験の追試験の成績は定期試験の成績の80%評価となります。追試験を欠席した場合は不合格（再履修）となります。

Ⅶ-5 再試験

定期試験に不合格となった学生が願い出て認められた場合、再試験の受験を許可することがあります。手続方法等については、別途お知らせしますので、それに従ってください。なお、再試験の結果、合格となった場合の評価は「C」評価となります。再試験を欠席した場合は不合格（再履修）となります。

Ⅶ-6 定期試験等受験上の注意

- (1) 試験中は担当教員または試験監督者の指示に従わなければなりません。
- (2) 原則として、試験開始から30分間は試験場から退場できません。
- (3) 学籍番号、氏名が記されていない試験答案は無効となります。
- (4) 試験監督者から指示された場合、学生証を提示しなければなりません。
- (5) 試験会場には予め許された資料等以外は持ち込むことはできません。
- (6) 試験中に不正行為を行った者については、直ちに試験会場から退場させ、その試験期間中の以後の試験を受けることはできません。また、不正行為があった授業科目の試験は零点とします。

Ⅶ-7 レポート・論文提出上の注意

- (1) レポート・論文の提出が指示された場合、学生はレポート・論文を作成し、所定の手続きに則って、指定された日時までに担当教員へ提出しなければなりません。
- (2) 指定された日時を過ぎたレポート・論文は受理できませんので、必ず期限を守りましょう。

Ⅶ-8 災害発生時及び交通ストライキ時の取扱

臨時休講に該当する事態が発生して登校できない場合、その間の試験は中止となり、改めて試験が実施されます。この試験日程等については別に掲示されます。

Ⅷ 成績

Ⅷ-1 成績の評価

- (1) 授業成績の評価は、試験その他の本学が定める適切な方法により学修の成果を評価して行ないます。
- (2) 各授業科目において、授業時数の3分の2以上出席しなければ、成績評価を受けることができません。(通年科目においては、前期で3分の2以上、後期で3分の2以上出席していなければなりません。)
- (3) 成績評価は、S、A、B、C、D の5種類で行われ、S、A、B、C のいずれかの評価を受けた場合を合格として所定の単位を授与し、D の評価を受けた場合は不合格として単位は授与しません。
また、定期試験等を欠席した者には E、授業出席日数不足等の者は F と表記し、いずれも単位は与えられません。

評価	点数	評価の目安
S	90～100点	極めて優秀な者
A	80～ 89点	特に優れている者
B	70～ 79点	優れている者
C	60～ 69点	合格ラインに達している者
D	0～ 59点	合格ラインに達していない者
E	—	授業科目の最終(定期)試験を欠席した者で、単位は修得できない。
F	—	授業への出席日数が少ないなどの理由で、単位は修得できない。

※ただしピアノ実技試験を除く。

Ⅷ-2 GPA

- (1) GPA とは、各科目の成績の平均値(Grade Point Average)のことで、履修科目の単位数にグレードポイント(Grade Point)を乗じ、その合計を履修登録単位数の合計で除したものです。小数点第3位を四捨五入します。成績評価のグレードポイントは、《S= 4、A= 3、B= 2、C= 1、D= 0、E= 0、F= 0》となります。

$$\text{GPA} = \frac{\text{(履修科目の単位数} \times \text{科目のグレードポイント)の合計}}{\text{履修登録単位数の合計}}$$

- (2) 本学では、成績優秀者や奨学生の決定の際に基礎データとしても利用されます。
- (3) 「他大学で修得した授業科目」、「教免認定科目(M)」、「認定科目(N)」は、GPA の計算には含めません。

VIII-3 成績の確認

成績については、前期末試験及び学年末試験の終了後SENZOKUポータルにて確認することができます。ただし、当該年度に卒業認定を受けた学生の成績は卒業式に本人に配付されます。

IX コード表

〔 学 科 コ ー ド 表 〕

コード	学 科 名	略 称
5	洗足こども短期大学幼児教育保育科	幼 教

X 資 料

X-1 資料1：建学の精神

若き学徒をして、
真の人生の目的に目覚めさせ、
さらに人間の天職を悟らせ、
謙虚にして
慈愛に充ちた心情（謙愛の徳）を養い、
気品高く、かつ実行力に富む
有為な人物を育成する。

＜実践標語＞
『理想高遠 実行卑近』

＜教育理念＞
「自立」「挑戦」「奉仕」の精神

X-2 資料2：洗足こども短期大学(幼児教育保育科)の学習成果

洗足こども短期大学では「学習成果」を以下のとおり定めています。

1. 本学での2年間の学習期間終了時に、学生が獲得する「学習成果」の3つの柱は、「実践力」、「表現力」、「協働力」です。
この「学習成果」の3つの柱は、以下の6項目の能力を身につけることにより獲得できます。
 - （1）保育者としての自覚
 - （2）専門的知識および技術
 - （3）創造的な表現力および展開力
 - （4）柔軟な保育実践力
 - （5）社会性および協働意識
 - （6）倫理観と地域貢献への意欲
2. 上記の6項目の能力の具体的な内容については、洗足こども短期大学卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に別に定めています。

X3

資料3：卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)

洗足こども短期大学
本学の教育理念、教育目的に基づく教育課程の学修により、卒業に必要な所定の単位を修得し以下に示す要件を身につけた学生に対し、社会で活躍できる「実践力」、「表現力」、「協働力」を備えたものとして、短期大学士（幼児教育保育）の学位を授与します。 1.（保育者としての自覚） 豊かな人間性を備え、保育者としての自覚と責任感を有している。 2.（専門的知識および技術） 幼児教育保育に関する専門的知識と技術を修得している。 3.（創造的な表現力および展開力） 創造的な表現力を身に付け、保育活動を豊かに展開する力を備えている。 4.（柔軟な保育実践力） 幼児教育保育の多様なニーズに対応できる実践力を備えている。 5.（社会性および協働意識） 社会人および保育者として必要なコミュニケーション力を有し、他者と協力して仕事を遂行することができる。 6.（倫理観と地域貢献への意欲） 高い倫理観に基づき、自身の専門性を活かし地域社会に貢献しようとする意欲を有している。